

## 2. 更正の請求

## 更正の請求期間の見直しについて

### 現 状

- 「更正の請求」は、申告に係る税額が計算誤り等により過大である場合等に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利であり、期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外措置である。
- 通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であること等を踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 別途、税務署長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

【主な更正等の期間制限】（申告納税方式による国税の場合）

区 分		期間制限（通常の場合）	脱税の場合
課税庁による	税額の増（「増額更正」）	法定申告期限から3年（法人税については5年）	法定申告期限から7年
	税額の減（「減額更正」）	法定申告期限から5年	
納税者による	税額の増（「修正申告」）	法定申告期限から5年	—
	税額の減（「更正の請求」）	法定申告期限から1年（後発的事由の場合2月）	

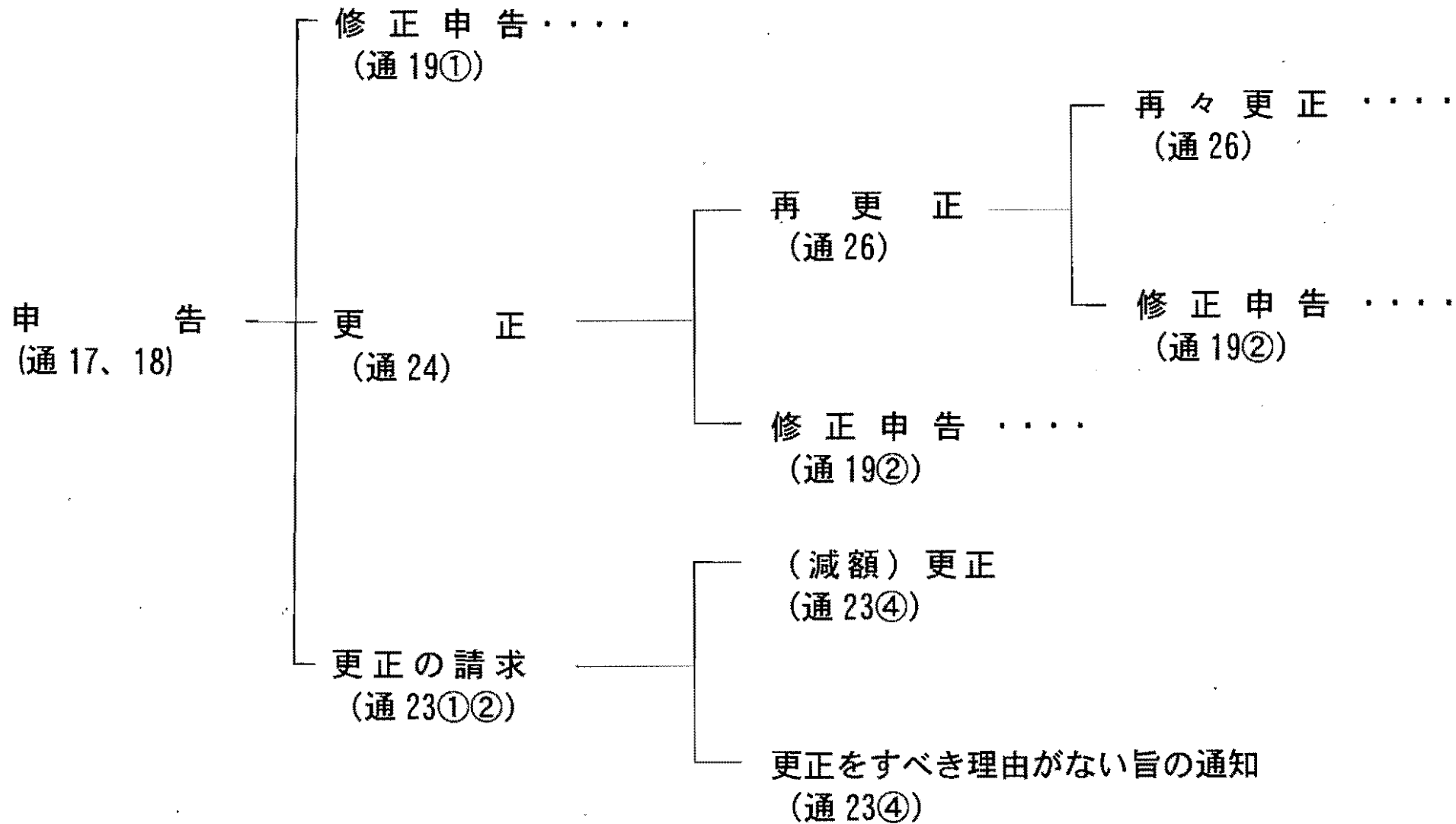
### 主な論点

- 納税者の視点に立ち、納税者から更正の請求ができる期間の延長を検討するに当たっては、増額更正の期間（原則3年）や、減額更正の期間（5年）をどのように適正に設定するかという問題があり、総合的な検討が必要ではないか。
- 更正の請求期間を延長する場合、更正処分に対する不服申立期間（現行2月間）を経過した後においても更正の請求が行えることとなり、事実上、不服申立期間が延長されることと同じこととなるが、この点について、納税者の権利救済と法律関係の早期安定との要請に照らし、どのように対応すべきか。
- 実務面への影響の検証や、執行体制の整備についてどう考えるか。

## 申告納税方式における「税額の確定」(1)

1 税額の確定手続	<p>申告納税方式とは、<u>納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分（更正又は決定）により確定する方式をいう（通16①一）。</u></p>
2 納税申告等 (1) 納税申告  (2) 更正の請求	<p>納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、<u>期限内申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない（通17）。</u></p> <p>期限内申告書を提出すべきであった者は、その提出期限後においても、決定があるまでは、<u>期限後申告書を税務署長に提出することができる（通法18）。</u></p> <p>納税申告書を提出した者又は更正若しくは決定を受けた者は、その納付すべき税額に不足がある場合その他一定の場合には、<u>更正があるまでは、修正申告書を税務署長に提出することができる（通19）。</u></p> <p>納税申告書を提出した者又は更正若しくは決定を受けた者は、その納付すべき税額が過大である場合その他一定の場合には、<u>一定の期間内に限り、税務署長に対し、（減額）更正をすべき旨の請求をすることができる（通23①②）。</u></p> <p>税務署長は、更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、<u>更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する（通23④）。</u></p>
3 更正又は決定 (1) 更正  (2) 決定  (3) 再更正	<p>税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、<u>その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する（通24）。</u></p> <p>税務署長は、<u>納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を決定する（通25）。</u></p> <p>税務署長は、<u>更正又は決定（再更正を含む。以下同じ。）をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知ったときは、その調査により、当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する（通26）。</u></p>

申告納税方式における「税額の確定」(2)



(備考)「・・・・」は、更に更正等の税額確定行為があり得ることを意味している。

## 更正・決定のできる期間

### 【申告納税方式による国税】

	区 分	通 常 の 場 合	脱税の場合
増 額 更 正	期限内申告後の更正	法定申告期限から3年（法人税については5年）（通70①一）	法定申告期限から7年 （通70⑤一）
	期限後 申告後 の更正	次のいずれか遅い日（通70①一） ・法定申告期限から3年 ・申告書提出日から2年 （法人税については法定申告期限から5年）	
	法定申告期限から 3年経過後の期限 後申告に係る更正	法定申告期限から5年（通70②四）	
	決 定 後 の 更 正	法定申告期限から5年（通70③）	
	減 額 更 正	法定申告期限から5年（通70②一・二）	
	決 定	法定申告期限から5年（通70③）	
	純損失等の金額に係る更正	法定申告期限から5年（法人税については7年）（通70②二・三）	

## 更正の請求制度（概要）

区 分	内 容
1 更正の請求ができる場合	<p>●<u>通常の場合</u>（通 23①）</p> <p>(1) 課税標準等若しくは税額等（注）の計算が税法の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、納付すべき税額（注）を過大に申告した場合</p> <p>(2) 同様の理由により、純損失等の金額（注）を過少に申告した場合又は純損失等の金額の記載がなかった場合</p> <p>(3) 同様の理由により、還付金の額に相当する税額（注）を過少に申告した場合又は還付金の額に相当する税額の記載がなかった場合</p> <p>（注）更正があった場合には、その更正後の金額、税額等</p> <p>●<u>後発的事由に基づく場合</u>（通 23②）</p> <p>(1) 課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき</p> <p>(2) その申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があったとき</p> <p>(3) その他法定申告期限後に生じた上記に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき</p> <p>●<u>特別の場合</u>（各税法による特則）</p> <p>(1) 事業を廃止した後に必要経費に算入されるべき金額が発生したこと（所 63）、資産の譲渡代金が回収不能となったこと（所 64）等の事実が生じたことにより、上記の通常の場合に掲げる事由が生じたとき（所 152）。</p> <p>(2) 前年分以前の所得税額又は前事業年度分以前の法人税額等についてされた更正等に伴い、その翌年分以後の所得税額又はその翌事業年度分以後の法人税額等について上記の通常の場合に掲げる事由が生じたとき（所 153、法 80 の 2・82、消 56）。</p> <p>(3) 相続税又は贈与税について、未分割遺産の分割、相続人の異動、遺留分による減殺の請求等の事由が生じたことにより、課税価格及び相続税額又は贈与税額が過大となる時（相 32）。</p> <p>(4) 取得見込価額により居住用財産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等の規定の適用を受けた場合において、現実に取得した土地等の価額が取得見込価額をこえるとき等（措 36 の 3②等）。 等</p>

区 分	内 容
2 更正請求期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>通常の場合</u> 国税の法定申告期限から1年以内（通 23①）</li> <li>●<u>後発的事由に基づく場合</u> 当該事実が生じた日の翌日から2月以内（通 23②）</li> <li>●<u>特別の場合</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 譲渡代金が回収不能となった場合等及び前年分の異動に伴うものである場合においては、これらの事実が生じた日の翌日から2月以内（所 152・153、法 80 の 2・82、消 56）</li> <li>(2) 相続税法関係及び措置法関係にあっては、その事実が生じた日の翌日から4月以内（相 32、措 28 の 3⑩等）</li> </ol> </li> </ul>
3 更正の請求の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>通常の場合</u> 納税申告書に記載した課税標準等又は税額等（更正があった場合には更正後の課税標準等又は税額等）（通 23①）。</li> <li>●<u>後発的事由に基づく場合</u> 納税申告書に記載した課税標準等又は税額等（更正があった場合には更正後の課税標準等又は税額等）のほか、決定を受けた場合には決定に係る課税標準等又は税額等も対象となる（通 23②）。</li> <li>●<u>特別の場合</u> 同上（所 152 等）</li> </ul>
4 更正の請求の方式	<p>更正請求書を提出する。これには、請求に係る更正前・後の課税標準等又は税額等、更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載しなければならない（通 23③）。</p>
5 更正の請求先	<p>納税地を所轄する税務署長（輸入品に係る申告消費税等にあつては、税関長）（通 23③⑥）。</p> <p>なお、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る更正の請求にあつては、その納税地が異動した場合における更正の請求先についての特例がある（通 23⑦）。</p>
6 調 査	<p>税務署長又は税関長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査する（通 23④）。</p>
7 更正の請求の処理	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 更正をすべき理由があるとき （減額）更正（通 23④）</li> <li>(2) 更正をすべき理由がないとき 更正をすべき理由がない旨を通知（通 23④）</li> </ol>
8 徴収の猶予	<p>更正の請求があつた場合においても、その請求に係る国税の徴収を猶予しない。ただし、税務署長又は税関長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徴収を猶予することができる（通 23⑤）。</p>

## 更正の請求の処理状況

(単位:件)

区分	平成18事務年度	平成19事務年度	平成20事務年度
所得税	212,114	217,781	221,333
法人税	5,783	8,411	8,128
相続税	9,183	8,018	8,313
贈与税	1,541	1,406	1,253

(備考)・国税庁調べ

・事務年度:7月～翌年6月の1年間



# 主要国における更正等の主な期間制限

(未定稿)

税額確定方式		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
		申告納税方式			賦課課税方式	
課税庁	増額 通常の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から3年(増額更正)</li> <li>○無申告の場合は法定申告期限から5年(決定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限又は申告書提出日のいずれか遅い日から3年</li> <li>○ただし、申告漏れが総所得の25%超の場合は6年</li> <li>○無申告の場合は無期限</li> <li>○合意により延長可。</li> <li>○停止事由あり(租税裁判所への出訴・第三者からの取消訴訟提起等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から4年(無申告の場合も同様)</li> <li>○ただし、納税者に過失があった場合は6年</li> <li>○延長事由あり(期限後申告、調査による更正等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得の申告を行った年の12月31日から4年</li> <li>○ただし、納税者に過失があった場合は5年</li> <li>○無申告の場合は課税期間の終了から5年(過失の場合)又は10年(脱税の場合)</li> <li>○停止事由あり(更正の請求、異議申立て等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から3年</li> <li>○無申告の場合は課税期間の終了から10年</li> <li>○停止事由あり(更正案の通知等)</li> </ul>
	減額 脱税の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から7年(増額更正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から20年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得の申告を行った年の12月31日から10年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から10年</li> </ul>
	増額 減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から5年(減額更正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限又は申告書提出日のいずれか遅い日から3年</li> <li>○合意により延長可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から4年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得の申告を行った年の12月31日から4年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から3年</li> </ul>
納税者	増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から原則5年(修正申告)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から1年以内は申告書の訂正が可能</li> <li>○課税期間の終了から4年は、課税庁による減額更正(還付)を請求することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得の申告を行った年の12月31日から4年</li> <li>○ただし、納税者に過失があった場合は5年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から3年</li> </ul>
	減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から原則1年(更正の請求)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申告書提出日から3年、又は納付日から2年のいずれか遅い時まで、還付請求を行うことが可能(税額納付が前提)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、異議申立及び簡易な変更(いずれも賦課決定の通知を受けた日から1ヶ月)により処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○異議申立(賦課決定通知書による通知の日から起算して2年後の12月31日まで)により処理</li> </ul>

(注) 所得税を念頭におき、各国原則的な申告に係るものを記載(2010年1月現在、ただし、イギリスについては2010年4月以降適用されるものを記載)。